

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第28号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項中「の承認」の右に「又は勤務時間条例第8条の2第1項の規定による介護時間の承認」を加え、「当該承認」を「これらの承認」に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)